

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第5項の規定により、同条第1項の認可をしたので、同条第10項の規定に基づき、告示する。

令和7年6月13日

飯塚市長 武井政一

- |   |                                     |  |
|---|-------------------------------------|--|
| 1 | 名 称                                 | 飯塚市山内自治会   |
| 2 | 規約に定める目的                            | 本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、自治活動の円滑な推進をはかり、住みよい町づくりを目的として定めるものである。<br>一 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡<br>二 美化・清掃等区域内の環境整備<br>三 集会施設の維持管理<br>四 教養、文化、郷土の伝統、民族的諸行事ならびに趣味・娯楽等に関する活動<br>五 体育・レクリエーションに関する諸行事<br>六 いきいきサロン等の福祉活動全般 |
| 3 | 区 域                                 | 別紙、自治会区域図のとおり  |
| 4 | 事務所の所在地                             | 飯塚市下三緒35番地553  |
| 5 | 代表者の氏名及び住所                          | 氏 名 姫野 澄博<br>住 所 飯塚市下三緒35番地292   |
| 6 | 裁判所による代表者の職務執行上の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 | 無  |
| 7 | 代理人の有無(氏名及び住所)                      | 無  |
| 8 | 認 可 年 月 日                           | 令和7年6月12日  |

# 山内自治会区域図



三緒浦

東ヶ丘

山内

下三緒団地

下三緒